

第14 移送取扱所（危政令第18条の2）

1 技術基準の適用

移送取扱所は、移送する危険物の種類、移送形態等に応じ、技術上の基準が法令上、次のように区分される。

第14－1表 各種の移送取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 省 令
移送取扱所	18条の21項	28条の2の9～28条の51
過酸化水素を取り扱うもの等	18条の22項	28条の52、28条の53

2 移送取扱所に該当しないもの

危政令第3条第3号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から施設への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備）」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること。

（昭49.4.25 消防予第63号質疑）

- (1) 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一つの道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次のア又はイを満足するもの。（第14－1図参照）

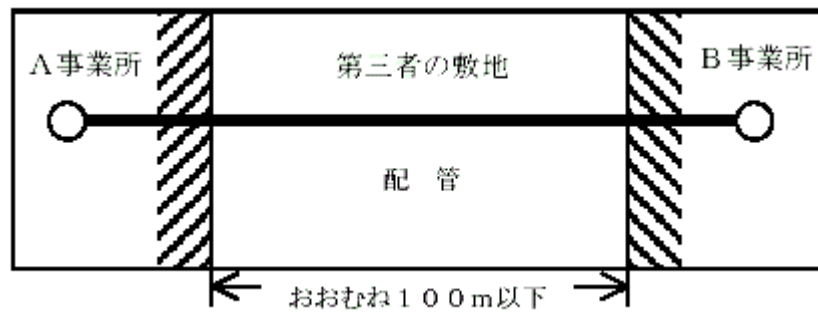
ア 道路にあっては、配管が横断するものであること。

イ 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100m以下のものであること。

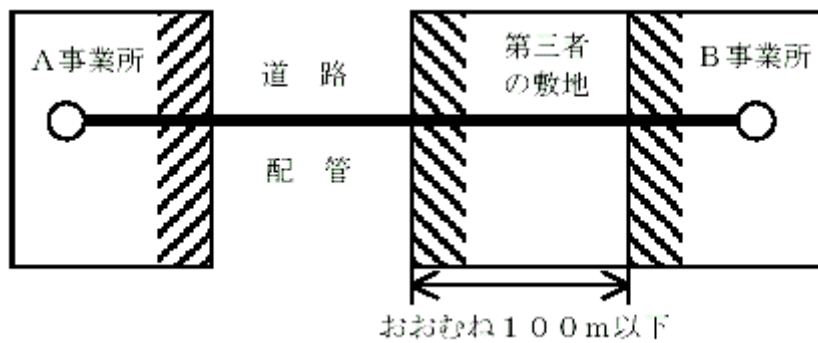
(ア)



(イ)

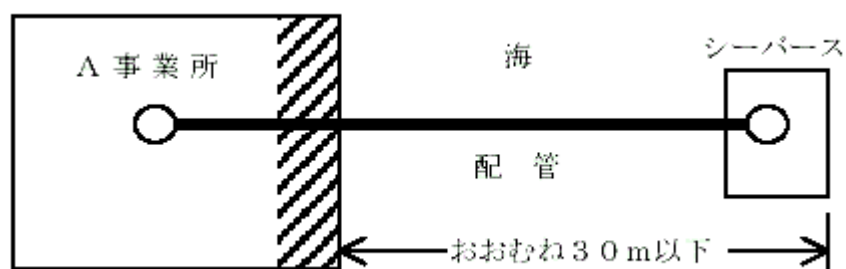


(ウ)



第14-1図 移送取扱所に該当しない例1

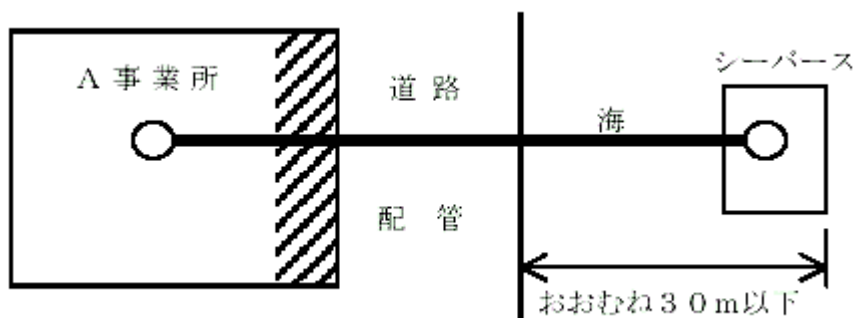
- (2) 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さがおおむね30m以下のもの。（第14-2図参照）



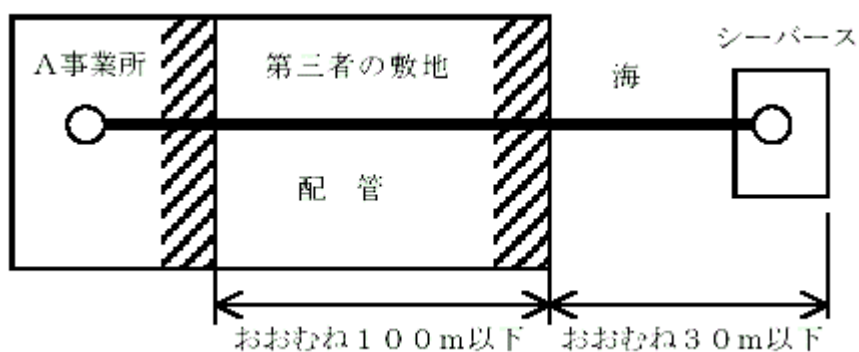
第14-2図 移送取扱所に該当しない例2

(3) (1)及び前(2)の要件を満たすもの。(第14-3図参照)

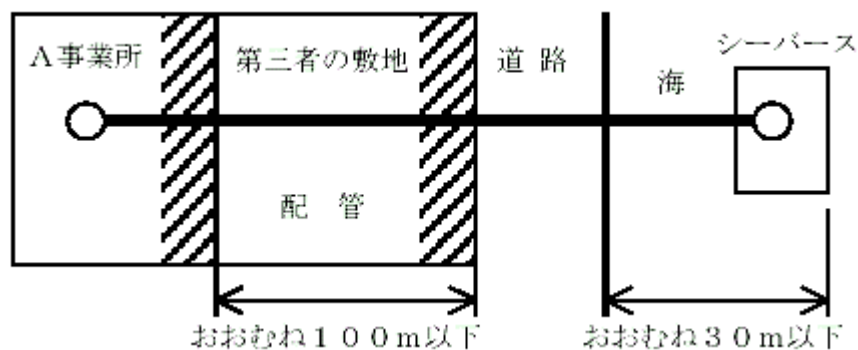
ア



イ



ウ



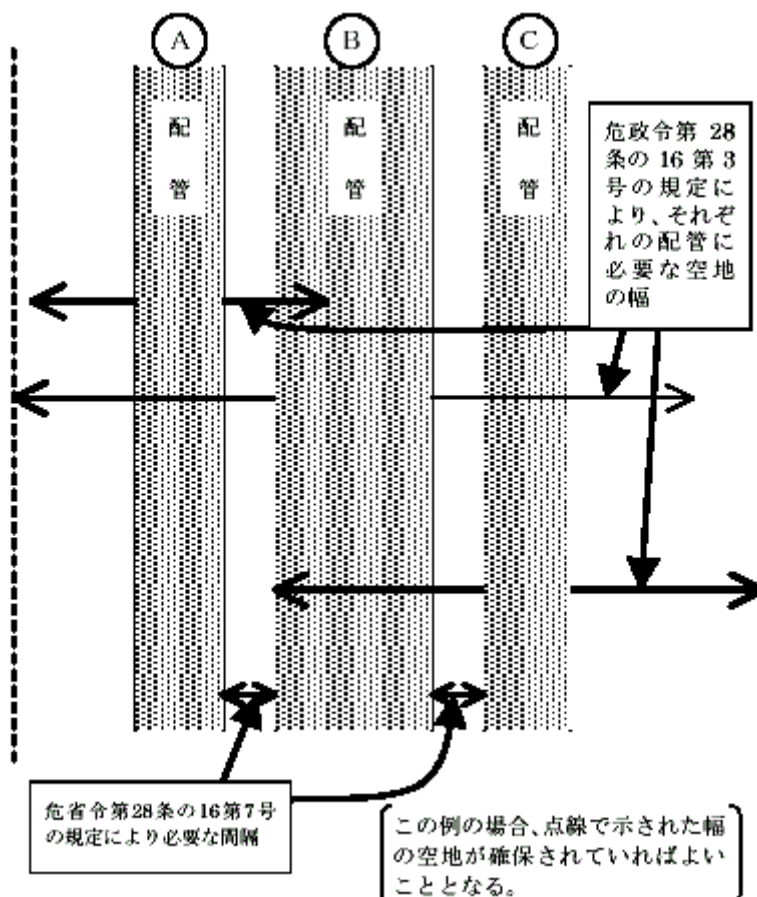
第14-3図 移送取扱所に該当しない例3

3 許可数量の算定

- (1) 1日に移送する危険物の量の合計とすること。
- (2) 複数の配管を1件の許可としたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とすること。

4 配管の両側に保有すべき空地

2 以上の移送取扱所を隣接して敷設する場合、危省令第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、第14－4 図の例によりその幅を確保すれば足りるものであること。



第14－4 図 配管の両側に保有すべき空地

5 危険物の受入口及び払出口

移送取扱所の配管と屋外タンクの附属配管との接続部分に受入油種が異なる都度、人為的にフランジで接続替えするためのマニホールド切換アームを設ける場合は、危省令第28条の50規定に適合するものであること。（昭55.3.4 消防危第30号質疑）